

平成 28 年度第 2 次補正予算「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の公募の開始について

中小企業庁では、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援することを目的とした「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の公募（平成 28 年 11 月 14 日から平成 29 年 1 月 17 日）が開始された旨、国土交通省より情報提供がありましたのでお知らせいたします。

【参考】

- 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2016/161114mono.htm>

- 全国中小企業団体中央会ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2016/161114mono.htm>

- ミラサポ

https://map.mirasapo.jp/subsidy/23414.html?_ga=1.137064053.416757299.1473902769

〔中小企業庁お問い合わせ先〕

経営支援部技術・経営革新課

電話：03-3501-1816（直通）

FAX：03-3501-7170

平成 28 年度冬季の省エネルギーの取組みについて

政府では、「省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議」において、本年度の「冬季の省エネルギーの取組について」が決定され、経済産業省より国土交通省を通じて情報提供がありましたのでお知らせいたします。

参考サイト：経済産業省 資源エネルギー庁

- 「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました

～11 月から 3 月は冬季の省エネキャンペーン～

<http://www.meti.go.jp/press/2016/10/20161028007/20161028007.html>

- 冬季の省エネルギーの取組について

<http://www.meti.go.jp/press/2016/10/20161028007/20161028007.pdf>

【労働安全衛生法】表示・通知義務対象物質の追加に係る周知について

厚生労働省より本改正法令内の化学物質等の適切な管理に関する制度改正についての関係事業者の対応が十分でないことが懸念されており、化学物質を取扱う事業者においては、適切な管理を実施していただくよう情報提供がありましたのでお知らせいたします。

- 参考：表示・通知義務対象物質の追加（平成 29 年 3 月施行）

（労働安全衛生法施行令別表第 9 の改正）

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126934.html>

化学物質を取扱う事業所の皆様へ

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 27物質が追加されます

労働安全衛生法施行令などが改正されました
平成29年3月1日施行（※）

亜硝酸イソブチルなど27の化学物質（裏面参照）について、労働安全衛生法施行令別表第9に追加され、以下の3点が**義務付けられます**

- ☑ 事業所における【**リスクアセスメントの実施**】
- ☑ 譲渡提供時の【**安全データシート（SDS）の提供**】
- ☑ 譲渡提供時の【**容器等へのラベル表示**】

※ 施行日に現に存在するものについては、ラベル表示の義務は平成29年8月31日まで適用されません。

化学物質を**出荷する事業所**では・・・

- ◆ これらの化学物質を他へ譲渡提供する際には、**安全データシート（SDS）を提供**するとともに、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などを**ラベル表示する**必要があります。
- ◆ SDS等の情報等を基に、製造取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

化学物質を**取り扱う事業所**では・・・

- ◆ これらの化学物質は、洗浄剤、塗料、接着剤など、日ごろ化学物質を意識していないものにも含まれています。
- ◆ 容器等の**ラベル**に危険有害性を示す**絵表示（GHSマーク）**のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート（SDS）を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

今回追加された物質は、どのように扱えば安全であるかが明らかになっている物質です。SDS交付等の対象となったことを理由に、安易に有害性の不明確な物質への代替化を図ることは、かえって職場のリスクを増大させる場合があります。危険有害性の程度に応じ、適切に管理して使用するようしましょう。

追加される物質

該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名	CAS番号	裾切値	
		ラベルの表示	SDS (通知) リスクアセスメント
亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%未満	0.1%未満
アセチルアセトン	123-54-6	1%未満	1%未満
アルミニウム	7429-90-5	1%未満	1%未満
エチレン	74-85-1	1%未満	1%未満
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1%未満	0.1%未満
クロロ酢酸	79-11-8	1%未満	1%未満
0-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O'O"-ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%未満	1%未満
三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%未満	0.1%未満
N,N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%未満	1%未満
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%未満	1%未満
ジクロロ酢酸	79-43-6	1%未満	0.1%未満
ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名DEP)	52-68-6	1%未満	0.1%未満
水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%未満	1%未満
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%未満	0.1%未満
N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%未満	0.1%未満
ブテン	25167-67-3 107-01-7 590-18-1 624-64-6 106-98-9 115-11-7	1%未満	1%未満
プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%未満	1%未満
プロペン	115-07-1	1%未満	1%未満
1-ブロモプロパン	106-94-5	1%未満	0.1%未満
3-ブロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)	106-95-6	1%未満	1%未満
ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%未満	1%未満
ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%未満	1%未満
ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%未満	0.1%未満
メチルナフタレン	90-12-0 91-57-6	1%未満	1%未満
2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%未満	0.1%未満
N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%未満	0.1%未満
沃化物	7681-11-0 他	1%未満	1%未満